

一般社団法人	任意団体	備考
<p>日本デザイン学会委員会規程</p> <p>平成 28 年●月●日制定</p> <p>第 1 条【設置】<u>定款第 44 条</u>に基づき、本学会に委員会（日本デザイン学会委員会と称する）を置く。</p> <p>第 2 条【目的】委員会は<u>定款第 3 条</u>および、<u>第 4 条</u>に定める本会の目的と事業を達成するため、理事会が特に定めた会務を行なうことを目的とする。</p> <p>第 3 条【組織】委員会は、次の委員をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 委員会を担当する理事（以下、担当理事という） 2) 幹事 2. 委員の任期は 2 年とし、担当理事を除く委員は再任を妨げない。 3. 委員に事故あるときは、あらかじめその委員が指名する代理委員を認める。 4. 委員会に、委員長 1 名、必要に応じて副委員長 1 名を置く。委員長、副委員長は、担当理事のなかから、理事会の議を経て、会長が委嘱する。 <p>第 4 条【運営】委員長は、委員会を代表し、また、委員会を統括し、委員会議を必要に応じて開催する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。 	<p>日本デザイン学会委員会規定</p> <p>平成 17 年 6 月 24 日制定</p> <p>第 1 条【設置】<u>日本デザイン学会会則第 28 条</u>に基づき、本学会に委員会（日本デザイン学会委員会と称する）を置く。</p> <p>第 2 条【目的】委員会は<u>日本デザイン学会会則第 4 条</u>および、<u>第 5 条</u>に定める本会の目的と事業を達成するため、理事会が特に定めた会務を行なうことを目的とする。</p> <p>第 3 条【組織】委員会は、次の委員をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 委員会を担当する理事（以下、担当理事という） 2) 幹事 2. 委員の任期は 2 年とし、担当理事を除く委員は再任を妨げない。 3. 委員に事故あるときは、あらかじめその委員が指名する代理委員を認める。 4. 委員会に、委員長 1 名、必要に応じて副委員長 1 名を置く。委員長、副委員長は、担当理事のなかから、理事会の議を経て、会長が委嘱する。 <p>第 4 条【運営】委員長は、委員会を代表し、また、委員会を統括し、委員会議を必要に応じて開催する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。 	<p>一般社団法人設立後の理事会において制定</p>

一般社団法人	任意団体	備考
<p>3. 委員長は、委員会議の結果を理事会に報告する。</p> <p>4. 委員長に事故あるときは、副委員長がこれに代わる。副委員長が未定の場合は、理事会の議を経て、会長が委嘱した理事が代行する。</p> <p>5. 幹事は、必要に応じて委員会に出席し、委員会の審議に参加する。</p> <p>第5条【業務】委員会は、その目的を遂行するため、次の審議を行なう。</p> <p>1) 委員会の業務計画およびその内容について</p> <p>2) その他、委員会の目的に関して必要と認められる事項について</p> <p>第6条【補則】この規程に定めるもののほか、委員会の運営に 関して必要な事項は、委員会の定めるところによる。</p> <p>2. 特に、研究推進委員会の規定については、別に定める日本デザイン学会研究推進委員会規程によるものとする。</p> <p>附則</p> <p>第1条 本規程は、理事会の決議により変更することが出来る。</p> <p>第2条 本規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>3. 委員長は、委員会議の結果を理事会に報告する。</p> <p>4. 委員長に事故あるときは、副委員長がこれに代わる。副委員長が未定の場合は、理事会の議を経て、会長が委嘱した理事が代行する。</p> <p>5. 幹事は、必要に応じて委員会に出席し、委員会の審議に参加する。</p> <p>第5条【業務】委員会は、その目的を遂行するため、次の審議を行なう。</p> <p>1) 委員会の業務計画およびその内容について</p> <p>2) その他、委員会の目的に関して必要と認められる事項について</p> <p>第6条【補則】この規定に定めるもののほか、委員会の運営に 関して必要な事項は、委員会の定めるところによる。</p> <p>2. 特に、研究推進委員会の規定については、別に定める日本デザイン学会研究推進委員会規定によるものとする。</p> <p>附則</p> <p>第1条 本規定は、理事会の決議により変更することが出来る。</p> <p>第2条 本規定は、平成 17 年 6 月 24 日から施行する。</p>	